

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---|
| 17 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四万十町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

高知県四万十町長

公表日

令和5年6月30日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>・新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月法律第31号)に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。</p> <p>・新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①住民基本台帳をもとに予防接種対象者を選定 ②個人番号を用いた予防接種に関する登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑤予防接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、番号を用いて行う。 ・予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p> |
| ③システムの名称 | 健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS) |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 予防接種ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>・番号法第9条第1項 別表第一 10の項 別表第一 93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年総務省令第5号) 第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 16の2項、16の3項、115の2の項</p> <p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 16の2項、17項、18項、19項 115の2の項</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 健康福祉課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務課 〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号 電話番号0880-22-3111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 健康福祉課 〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号 電話番号0880-22-3115 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年6月30日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年6月30日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|--|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--------------------|---|--|------|------------|
| 令和4年2月18日 | I-1-③ システムの名称 | 健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー | 健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS) | 事後 | 追加 |
| 令和4年2月18日 | I-3 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項 別表第一 93の2の項 | ・番号法第9条第1項 別表第一 10の項 別表第一 93の2の項 | 事後 | 追加 |
| 令和4年2月18日 | I-4-②法令上の根拠 | 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 115の2の項 | 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 16の2の項、16の3の項、115の2の項 | 事後 | 番号法改正に伴う変更 |
| 令和4年2月18日 | I-4-②法令上の根拠 | 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 115の2の項 | 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 16の2の項、17の項、18の項、19の項 115の2の項 | 事後 | 番号法改正に伴う変更 |
| 令和5年6月30日 | II-1 対象人数 いつ時点の計数か | 令和3年3月1日 時点 | 令和5年6月30日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和5年6月30日 | II-2 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和3年3月1日 時点 | 令和5年6月30日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和5年6月30日 | I-1-②事務の概要 | ②個人番号を用いた予防接種に関する記録 | ②個人番号を用いた予防接種に関する登録 | 事後 | 変更 |
| 令和5年6月30日 | I-1-②事務の概要 | ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 | ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 ・予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 | 事後 | 追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-------------|--|--|------|------------|
| 令和5年6月30日 | I-3個人番号の利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一 10の項 別表第一 93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年総務省令第5号) 第67条の2 | <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一 10の項 別表第一 93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年総務省令第5号) 第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) | 事後 | 追加 |
| 令和5年6月30日 | I-4-②法令上の根拠 | <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 16の2項、16の3項、115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年総務省令第7号。以下「主務省令」という。) 第59条の2 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 16の2項、17項、18項、19項 115の2の項 ・主務省令 第59条の2 | <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 16の2項、16の3項、115の2の項 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 16の2項、17項、18項、19項 115の2の項 | 事後 | 番号法改正に伴う変更 |
| | | | | | |
| | | | | | |